第１章　序論

２ページ

第１節　総合計画の概要

１．計画策定の目的

　総合計画は、安曇野市自治基本条例（平成29年安曇野市条例第４号）において規定する市政運営の基本となる計画であり、各種計画の最上位に位置するものです。

　本市では、平成30（2018）年度から令和４（2022）年度までを計画期間とする 第２次安曇野市総合計画 前期基本計画を策定し、将来都市像「北アルプスに育まれ 共に響き合う 田園産業都市 安曇野」の実現を目指した市政運営を行ってきました。

　この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、デジタル技術の進展など社会経済活動や人々の価値観にこれまでにない大きな変化をもたらしました。

　本市を取り巻くこれらの環境変化・地域課題に対応し、市民の皆さまとまちづくりの方向性を共有しながら取り組んでいくため、基本構想の見直しを行うとともに、第２次安曇野市総合計画 後期基本計画を策定しました。

　また、令和２（2020）年度から令和６（2024）年度までの５年間を計画期間としていた「第２期安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、社会情勢の変化に対応するために改訂を行うとともに計画期間を３年間延長し、第２次安曇野市総合計画 後期基本計画に統合することで、一体的に推進していきます。

　なお、総合戦略の統合にあたり、令和４（2022）年12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案しています。

３ページ

２．計画の構成と期間

構成

　総合計画は、まちづくりの基本的な指針となる「基本構想」、基本構想に掲げられた目標を達成するための市の取組方針を示す「基本計画」、目標を達成するために必要な主要事業の実施期間や事業費などを示す「実施計画」の３つから構成されます。

期間

基本構想は、将来ビジョンやまちづくりの目標を示すもので、平成30（2018）年度から令和９（2027）年度までの10年

基本計画は、基本構想を実現するために市が取り組む方針（施策の体系）で、平成30（2018）年度から令和４（2022）年度までの５年間（前期）と、令和 ５（2023）年度から令和９（2027）年度までの５年間（後期）

実施計画は、基本計画を達成するための具体的な事業の計画で、３年計画で毎年度見直し・策定

総合戦略は、３年間延長し、総合計画と一体化する。令和２（2020）年度から令和９（2027）年度までの８年間

４ページ

第２節　安曇野市の人口

　本市の人口は、平成22（2010）年の96,479人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計に準拠した推計によると、人口減少は今後も継続する見通しです。令和２（2020）年に94,222人であった本市の人口は、25年後の令和27（2045）年には約２割減少し、76,474人となることが見込まれています。

　また、人口減少とともに高齢化も進行しています。総人口に占める65歳以上の老年人口の割合は令和２（2020）年には約３割であり、20年後の令和22（2040）年には４割を超える見通しです。

５ページ

人口の動きからみた本市の特徴として、転入超過数（転入者数と転出者数の差）の大きさが挙げられます。

　本市では、平成29（2017）年から令和３（2021）年までの５年間における転入超過数が1,203人と、県内19市のうちで最も多くなっています。

　また、転入超過数について年代別の内訳をみると、10歳未満及び30代が多く、子育て世帯の転入の多さが特徴です。

６ページ

第３節　財政の状況

地方公共団体が健全な財政を維持するために制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、国が定める指標について財政の早期健全化や財政再生の基準を下回る財政運営が求められて

います。

　その指標として、市税などの経常的な財源に対し、公債費がどれだけ占めているかを示す「実質公債費比率」や、経常的な財源に対し、地方公共団体が将来支払わなければならない負債の大きさを示す「将来負担比率」などがあります。本市は定められた指標全てで早期健全化及び財政再生の基準を下回っており、健全な財政が維持されています。

７ページ

市税など市が自主的に収入できる財源の余裕度合いを示す「財政力指数」は低下傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。令和３年度は0.53です。

　また、「経常収支比率」は、市税などの経常的な財源に対し、人件費や扶助費、公債費などの経常的な経費がどれだけ占めているかを示す比率であり、概ね80％台後半で推移しています。令和３年度は81.1％です。

　今後、人口減少により市税など自主的な財源による歳入の減少が見込まれる中、市独自の事業や施策のために使用できる財源を、いかに確保していくかが課題となります。

８ページ

第４節　本市を取り巻く環境変化

１．新型コロナウイルス感染症への対応

　令和２（2020）年から新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、わが国では人々の命と健康を守るため、検査体制の拡充、ワクチン接種の実施など様々な対策が講じられてきました。

　一方で、感染拡大防止のため、外出自粛をはじめとした人と人との接触機会の減少が要請されるなど、人々の行動は制約を強いられ、大きな影響を受けることとなりました。

　本市では、市民の命と生活を守ることを第一と考え、ワクチン接種の迅速で確実な実施や生活困窮者への支援等を実施しています。今後は、新型コロナウイルス感染症による社会状況の変化に対応し、事業活動の継続・発展を図る産業・事業者への支援を継続するとともに、アフターコロナを見据えた取組が、より一層重要になります。

２．激甚化する災害、重要性が増す防災・減災対策

　近年では大規模な自然災害が毎年のように全国各地で発生し、甚大な被害を及ぼしています。特に、集中豪雨や台風による豪雨災害は激甚化・頻発化しており、これらの自然災害への対策が求められています。

　長野県内でも「令和元年東日本台風」による河川の氾濫や土砂の崩落などにより尊い生命や貴重な財産が失われたことは記憶に新しく、その教訓からこれまで以上に防災・減災への意識が高まっています。また、安曇野市地域防災計画では、市内を南北に縦断する糸魚川－静岡構造線断層帯の地震が発生した場合、本市に最大規模の被害をもたらすと想定されています。

　防災・減災対策にあたっては、行政による砂防・治水対策などのハード面での対策はもとより、自助・共助・公助の考え方に基づき、市民や事業者、行政などによる連携や役割分担といったソフト面での対策を強化し、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

３．多様性を尊重し合う共生社会の必要性の高まり

　人口減少・少子高齢化や核家族化、社会経済活動のグローバル化、情報化の進展などにより、人々の価値観やライフスタイルが多様化しています。人口減少により地域社会の担い手や労働力の減少・不足が懸念される中、様々な背景・価値観を持つ人々が活躍できる共生社会を実現する必要性が高まってきています。

　共生社会を実現させるためには、あらゆる場面において固定的な性別役割分担意識や、性的少数者（LGBTQ）、外国人、障がい者などに対する差別や偏見を解消することが重要です。

　こうした中、本市では、県内で初となる性的少数者（LGBTQ）や外国人などへの差別禁止を包括的に記した「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例」を令和４（2022）年４月に施行しました。年齢や性別（性自認・性的指向）、国籍、障がいの有無などに関わらず全ての人がお互いを認め合い、多様性を尊重する共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

９ページ

４．利便性向上に資するデジタル技術の発達

　近年の情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）といったデジタル技術の発展は目覚ましく、多方面での活用が進んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたったことで、テレワークの導入や非対面・非接触による各種サービスの浸透などにみられるように、市民の意識・行動、社会経済活動のあり方に変化が生じてきています。

　こうした中、国は「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すべきデジタル社会のビジョンとする「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を令和２（2020）年12月に閣議決定しました。また、令和４（2022）年12月には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されています。

　本市においても、デジタル技術やデータを活用して行政サービスに係る住民の利便性を向上させるとともに、市の魅力向上や地域課題の解決を図ることが求められています。

５．SDGsの達成に向けたまちづくりの推進

　SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの世界共通目標であり、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指すための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

　本市は令和３（2021）年１月に地方自治体が国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示す「SDGs日本モデル宣言」に賛同しています。SDGsの達成に寄与するため、あらゆる主体とともに持続可能なまちづくりを進めていきます。

ページ10

第５節　第２次総合計画 前期基本計画期間中の主な取組

　本市では、第２次総合計画前期基本計画の計画期間（平成30年度～令和４年度）中に、各政策分野において施策を展開してきました。

　ここでは、その一例として、前期基本計画期間中の主な取組・事業を紹介します。

　後期基本計画では、これらの取組を通して得られた成果や明確になった課題や改善点を踏まえ、本市を取り巻く環境変化などに適切に対応しながら、地域の発展や課題の解決に向けて取り組んでいきます。

妊娠・子育て支援の充実

出産直後の母子が病院や助産院に宿泊してサポートを受ける宿泊型産後ケアや、産後うつ予防のための産婦健康診査、母乳相談への助成などの充実を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めました。

支え合いの地域づくり

　各地域のコーディネーターを中心に地域の様々な人たちと協議体を形成し、高齢者などが地域で安心して自分らしく暮らすことができる、支え合いの地域づくりに向けた活動を進めました。

障がい者の社会参加

障がい者の地域への移行や就労などを支援するため、個々のケースに応じた相談を実施しました。引き続き、障がい者や関係機関と連携し、障がいへの理解の促進や社会参加を進めていきます。

子育て世帯の医療費負担の軽減

子育て世帯の医療費負担を軽減し、早期の適切な受診を促進するため、児童医療費の給付対象年齢を、15歳に到達する年度末から、18歳に到達する年度末まで拡大しました。

安曇野産わさびの海外発信

安曇野産わさびの販路を拡大するため、海外向けプロモーション動画の作成や、安曇野の農家や農産物加工事業者と連携した海外販路開拓事業「ｅｔＷＡＳＡＢＩプロジェクト」を立ち上げ、フランスへの販路を開拓しました。

さとぷろ。を通じた里山再生

次世代につながる里山の再生を目指すために、人と里山をつなぐ活動「さとぷろ。」に取り組む中で、薪、学び、木材、魅力発見をテーマとするプロジェクトをそれぞれ立ち上げ、市民や事業者、市が一体となって推進しました。

あづみ野産業団地を拡張

　「地域未来投資促進法」に基づき、豊科高家のあづみ野産業団地を新たに約75,000㎡造成し、３社の企業進出を実現しました。

11ページ

自転車を活用したまちづくり

　自転車の活用を通じ、市民の健康増進や環境負荷の低減、観光による地域の活性化を図るため、３つのサイクリングコースやマウンテンバイクコースの整備に加え、観光用のシェアサイクルを導入しました。

総合体育館を新設

　令和３（2021）年10月に新総合体育館が建設され、翌年１月にオープンしました。　この施設は、大規模なスポーツ大会のほか、多様なイベントにも活用していただけるよう、多くの方々にPRしていきます。

要支援者などの避難先を確保

　支援を必要とする「障がい者」「高齢者」「妊婦」などの皆さんが災害時に「ためらわず」「安心」して避難できるよう、市内宿泊事業者（6者）が所有する宿泊施設（150室）を避難所として提供していただく協定を結びました。

明科駅前まちづくり整備事業の推進

国道19号の歩道整備など明科駅前周辺整備を進めてきました。　また、駅前広場や周辺道路、公園、街路灯などの整備を行い、「安曇野市の東の玄関口」としてのまちづくりを推進しました。

道路整備の推進

　生活の利便性向上と安全・安心なまちづくりのために道路整備を進めています。　都市計画道路吉野線については、令和3（2021）年に計画区間の事業を完了し、歩行者の安全確保と中心市街地の円滑な交通確保を図りました。

上下水道事業基盤強化

　上水道事業では料金の統一、水質管理の徹底、計画的な施設の更新を実施しました。　下水道事業では、施設整備が完了し、計画的な機械設備の更新と明科地域の処理施設統廃合に着手しました。

自然保育の推進

　豊かな自然を生かした「あづみの自然保育」を推進する中で、園庭田んぼや園庭軽トラマルシェなどを開催しました。　また、明科北認定こども園では、「信州型自然保育」を展開する公設民営園として、運営を開始しました。

文書館の開館

平成30（2018）年に、公文書や地域資料の収集整理の拠点として、文書館が開館しました。　これにより、歴史的な文書の管理と活用を一層進めることが可能になりました。

共生社会づくり条例を施行

　誰もが自らの意思で生き方を選択でき、相互に尊厳と生き方を認め合える社会を目指すため、令和4（2022）年に「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例」を施行しました。

12ページ

第６節　市民意識調査による市民の意向

市民意識調査の概要

　第２次総合計画後期基本計画の策定にあたり、市政への評価や住民ニーズを把握するため、市民意識調査を実施しました。主な結果は次の通りです。

調査対象　市内に在住する18歳以上の2,000人

調査期間　令和４年４月４日～５月６日

配送方法：郵送による配布

回答方法：郵送またはWEB

有効回答数659（うちWEBによる回答134）

回答率33.0％

１．生活の満足度　－ 約８割の市民が満足と回答 －

　約３割の市民が安曇野市での生活に「満足している」と回答しています。また、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合算すると、約８割の市民が安曇野市での生活に満足していると考えていることがわかります。

安曇野市での生活の満足度

満足している　28.8%

どちらかといえば満足している　49.5%

どちらともいえない　15.5%

どちらかといえば　不満である　4.9%

不満である 1.2%

その他　0.2%

２．定住意向　－ 安曇野市での定住意向がある市民は約８割 －

　安曇野市での定住意向を問う設問では、７割を超える市民が「ずっと住みたい」と回答しています。

「ずっと住みたい」と「一度は市外に出ても、将来的には安曇野市に戻って住みたい」を合算すると、約８割の市民に安曇野市での定住意向があると言えます。

安曇野市での定住意向

ずっと住みたい　72.2%

一度は市外に出ても、将来的には安曇野市に戻って住みたい　6.4%

他の市町村へ移りたい　7.7%

わからない・その他　13.4%

無回答　0.3%

13ページ

３．安曇野市への愛着　－ 愛着を感じる主な理由は「自然環境」と「地域ブランド」－

　安曇野市への愛着について、３割以上の市民が「とても感じている」と回答しています。「とても感じている」と「どちらかというと感じている」を合算すると、約９割の市民が安曇野市への愛着を感じています。

　安曇野市への愛着を感じる理由では、「自然環境と調和した快適な住環境が整備されている」が66.9％と最も高く、次いで「まちの知名度・ブランド力が高い」が30％を超えています。

安曇野市への愛着

とても感じている　35.2%

どちらかというと感じている　54.3%

どちらかというと感じていない　7.4%

感じていない　2.7%

無回答　0.3%

安曇野市への愛着を感じる理由（上位10項目）

自然環境と調和した快適な住環境が整備されている　66.9％

まちの知名度・ブランド力が高い　30.2％

医療・福祉の支援が充実しており、自分や家族が健康に暮らすことが出来る　24.2％

幹線道路や公共交通の利便性が高く、生活しやすい都市基盤がある　18.3％

博物館や美術館が多く、芸術に触れる機会が充実している　16.4％

観光資源が豊富であり、市外・県外居住者との交流が盛んである　15.8％

歴史や文化・伝統が受け継がれている　15.4％

安心して子どもを産み、育てられる環境が整っている　13.6％

スポーツやレクリエーションを楽しめる環境が整っている　11.0％

自然災害に備える体制が整っており、安全・安心に暮らすことが出来る　10.7％

（注）安曇野市への愛着について、「感じている」または「どちらかといえば感じている」と回答した方を対象とした設問。（複数回答）（n=590）

14ページ

４．施策の満足度・重要度

＜アンケート結果＞

　市の各施策についての満足度と重要度に関するアンケート結果から、アンケートで尋ねた52施策中15施策が「重要度が高い一方で満足度が低い施策」として分類されました。

　重要度が高い一方で満足度が低い15施策をみると、「都市基盤」（公共交通網など）、「医療・福祉・人権」（障がい者福祉・生活困窮者支援など）、「防災・防犯」（防災対策など）に関する分野の施策が多くなっています。

15ページ

重要度が高い一方で満足度が低い施策は、防災対策、生活困窮者支援、障がい者福祉、高齢者福祉、消費者保護、防犯対策、交通安全、労働・雇用環境、公共交通網、多様性の尊重、男女共同参画、生活道路の整備、SDGs達成への取組、市街地整備、幹線道路の整備の15施策です。